



新型コロナウイルスワクチン接種が始まります！

新型コロナウイルス感染症の発症者や重症者を減らし、感染拡大防止を目的とするワクチン接種が始まりました。

高野町においても、国が示す開始日から町民の皆様への接種を開始できるよう準備を進めています。

【ワクチン接種の概要】

(令和3年2月16日現在)



● **接種の対象となる方は、高野町に住民票を有する16歳以上の方です。**

● **接種を受ける順番が決められています。**

* 接種の順番となられた方には、町から接種券と接種手続きに関するご案内を郵送しますので順番が来るまでお待ちください。

①医療従事者は令和3年3月中旬以降

②高齢者は令和3年4月以降に接種開始（高齢者には3月中旬～下旬に接種券を郵送予定）

続いて③高齢者以外で基礎疾患のある方 → ④高齢者施設等で従事する方 →

⑤60歳～64歳の方 → ⑥①～⑤以外の方の接種を順次開始する予定です。

● **新型コロナウイルスワクチンは2回接種が必要です。**

* 供給が始まっているファイザー社のワクチンでは、通常1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。

● **接種費用は無料です。（全額公費負担）**

● **原則として住民票のある市町村で接種します。**

* 町内医療機関（高野山総合診療所、富貴診療所、花谷医院）での個別接種を基本とします。

次のような事情のある方は、住所地以外でワクチンを受けていただくことができる見込みです。

・入院、入所中で住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方

・基礎疾患を治療中の医療機関でワクチンを受ける方 ・お住まいが住所地と異なる方

● **新型コロナウイルスワクチン接種は任意接種です。**

* 町民の皆様には接種をお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。

ワクチン接種を受ける方には、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について情報提供を行いご理解いただいたうえで、自らの意志で接種を受けていただきます。

● **接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度について**

* ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの無くすることができないことから救済制度が設けられています。予防接種によって健康被害が生じ医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合には、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

※町民の皆様からのお問い合わせやご相談に対応し、接種予約をしていただくためのコールセンター開設に向けた準備を進めています。準備が整い次第お知らせいたします。